

佐賀県規則第44号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成20年佐賀県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（本人確認情報の提供方法） 第9条 略</p> <p>（補則） 第10条 略</p>	<p>（知事保存本人確認情報の提供方法） 第9条 略</p> <p><u>（知事以外の執行機関に知事保存本人確認情報を提供する場合）</u> 第10条 <u>条例別表第3の教育委員会の項に規定する規則で定める場合は、受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送された文書のうち、次に掲げるものを再度発送する場合とする。</u></p> <p><u>(1) 督促状その他の佐賀県育英資金貸与条例（昭和36年佐賀県条例第9号）第6条の規定による育英資金の返還に関する文書</u></p> <p><u>(2) 佐賀県育英資金貸与条例第8条第1項の規定による育英資金の一部の返還免除に関する文書</u></p> <p>（補則） 第11条 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。